資料４

【障がい者基本計画と障がい福祉計画の統合について】

道では、平成１５年度から障害者基本法に基づく「障害者基本計画」（１０年計画）とその「前期実施計画」（５年計画）を策定し、５年毎の計画に基づく各種の施策の推進を図ることとしていた。

こうした中、平成１８年に施行された障害者自立支援法においては、３年毎に「障がい者福祉計画（以下、「福祉計画」という。）を策定することとされ、「前期実施計画」は、平成１８年度から「第１期障がい福祉計画」に移行し、現在に至っている。

このような経緯から、計画期間は、基本計画が10年（中間見直し）、福祉計画が３年と異なり、それぞれの計画の策定・見直しが頻繁となり、調和が難しいことから、第6期福祉計画（Ｒ３～５年）の策定にあたり、障がい者基本計画と福祉計画を統合して策定することとし、道の障がい者福祉施策の方向性がわかりやすい総合計画としたい。

＜計画の策定状況（現行と統合案）＞

○現行

計画始期・終期が異なっており、一体的な中長期の推進管理が行えない。

年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
国の基本計画	第3次	第４次（H３０～R４）					第５次（R 5～R９）（想定）					第６次（想定）	
北海道障がい者基本計画	第２期（H２５～R４）						第３期（R５～R 14 まで）						
	(中間見直し)										(中間見直し)		
北海道障がい福祉計画	第4期	第５期			第６期			第７期				第８期	

※国の基本計画について…計画期間は、第1次Ｈ５～１４（10 年）、第2次Ｈ１５～２４（10年）となっており、第3次から５年となっている。

※福祉計画の計画期間…国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」で３年と定められている。

○統合案

「北海道障がい者基本計画」と「北海道障がい福祉計画」を統合し、計画期間を 6年とする。ただし、福祉計画に関する部分については、国の基本指針にあわせ、当初は前半3年分を策定し、中間見直しとして後半3年分を策定する。

現北海道障がい者基本計画の終期は令和４年度だが、終期を待たずに統合することとする。

計画期間中に、国の動向等により修正が必要となった場合、その都度対応を検討する。

年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
国の基本計画	第３次	第４次（H３０～R４）					第５次（R 5～R９）（想定）					第６次 (R10~14)	
北海道障がい者基本計画	第２期				第３期							第２期北海道障がい者計画（仮称）	
					第１期北海道障がい者計画（仮称）							（R９～１４）	
北海道障がい福祉計画	第4期	第５期			第６期			第７期					

○これまで二つの計画として策定していた理由

・根拠法令が異なる。

・国が基本計画を１０年又は５年で策定しており、道もこの期間にあわせて策定・見直しを行ってきた。

【現行計画の全体構成】（参考）

第2期北海道障がい者基本計画

- 第1章 総論
  - Ⅰ 基本的な考え方
    - 1 計画策定の趣旨
    - 2 計画見直しの基本的な考え方
    - 3 計画の性格及び位置付け
    - 4 計画の期間
    - 5 対象とする障がい者の範囲
    - 6 障がい保健福祉圏域
    - 7 計画の目標及び体系
  - Ⅱ 障がいのある人の状況
    - 1 障がいのある人の現状
    - 2 障がいのある人を取り巻く環境の変化と課題
- 第2章 施策の方向と主要施策
  - 第1節 地域生活の支援体制の充実
    - Ⅰ 生活支援
    - Ⅱ 保健・医療
  - 第2節 自立と社会参加の促進
    - Ⅲ 療育・教育
    - Ⅳ 就労支援
    - Ⅴ 社会参加
  - 第3節 バリアフリー社会の実現
    - Ⅵ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
    - Ⅶ 生活環境
    - Ⅷ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 第3章 計画の推進等
  - Ⅰ 計画推進のための実施計画
  - Ⅱ 計画の推進管理

第5期北海道障がい福祉計画

- 第1 計画の基本的事項
  - 1 計画策定の趣旨と目的
  - 2 計画の位置付け
  - 3 区域の設定
- 第2 障がいのある人の現状等
  - 1 障がいのある人の現状
  - 2 サービス提供体制の現状と評価
  - 3 主なサービス提供基盤の整備状況
- 第3 計画推進のための基本的事項
  - 1 平成32年度に向けて目指す方向
  - 2 第5期障がい福祉計画推進の基本方針
- 第4 計画推進のための具体的な取組
  - 1 北海道障がい者条例の施策の推進
  - 2 権利擁護の推進
  - 3 地域生活支援体制の充実
  - 4 意思疎通支援・情報提供の充実
  - 5 サービス提供基盤の整備
  - 6 障がい児支援の充実
  - 7 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援
  - 8 精神保健福祉・医療施策の充実
  - 9 就労支援施策の充実・強化
  - 10 人材の養成・確保及びサービスの質の向上
  - 11 安全確保に備えた地域づくりの推進
- 第5 計画の推進管理
  - 1 制度の円滑な推進
  - 2 計画の推進管理
- 第6 平成32年度の成果目標
  - 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標
  - 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標
  - 3 地域生活支援拠点の整備目標
  - 4 福祉施設から一般就労への移行目標
  - 5 障がい児支援の提供体制の整備目標
  - 6 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置
- 第7 サービス量の見込みと基盤整備
  - 1 サービス量の基本的な考え方
  - 2 居住系サービス
  - 3 日中活動系サービス
  - 4 訪問系サービス
  - 5 障害児通所支援等
  - 6 障害児入所施設
  - 7 相談支援
  - 8 発達障害者支援センターによる支援
  - 9 地域生活支援事業（道事業）の必要見込量
  - 10 地域生活支援事業（市町村事業）の必要見込量
  - 11 圏域ごとのサービス量の見込み